

「部落差別の解消の推進に関する法律」が、 平成28年12月16日に施行されました。

この法律は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。一人一人がお互いの人権を尊重する社会を築いていきましょう。

今回は、この法律が成立した背景や目的、特徴などについて考えてみましょう。

背景は？

部落差別が今もなお存在すること。インターネット上での差別を助長するような内容の書き込みがされること。法務省人権擁護局への同和問題に関する相談が続いていることなどです。

法律の目的は？

部落差別の解消を推進して、部落差別のない社会を実現すること。

この法律の特徴は？

地域改善のための特別措置法が失効して(2002年)以来の法律であること。

今回は今までの法律と違い、時限立法ではない。

理念法であって、以前のような財政上の裏付けはない。

「部落差別」という言葉を法律名に入れたのは今回が初めて。

部落差別が存在するとの認識を法律で初めて示したこと。

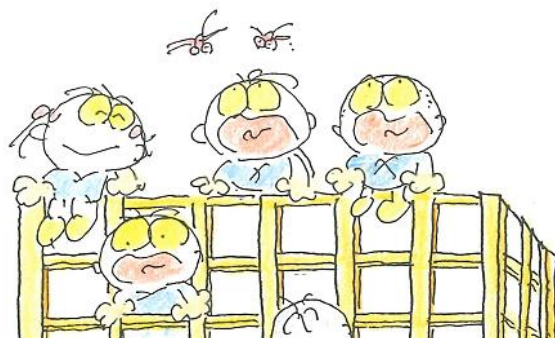
現状認識は？

今もなお部落差別が存在すること。基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないことであり、解消することが重要な課題であること。

国及び地方公共団体は どんなことをするの？

部落差別の解消に関する施策の実施。相談体制の充実や教育及び啓発、実態調査の実施などがあります。

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、これを解消することが重要です。



催しのお知らせ

人権を考える市民の集い／松江市人権教育推進大会

日時：平成29年**11月20日(月)** 13:30～15:45 (開場 13:00)

会場：松江市総合福祉センター (松江市千鳥町70番地)

お申込み方法：氏名、電話番号を明記のうえ、11月10日(金)までに、
電話、FAX、メールで当課までお申込みください。

入場無料
手話通訳
要約筆記
あります

実践発表

「地域のつながりを男女の視点で考える～ゲームで学ぶ避難所運営～」

松江市男女共同参画センター所長 松本宏之さん

講演会

「命の重みと人のやさしさ～阪神大震災を実際に被災してわかったこと、教えてくれたこと～」

阪神・淡路大震災の語り部 骨髄バンクボランティア 矢崎由美子さん

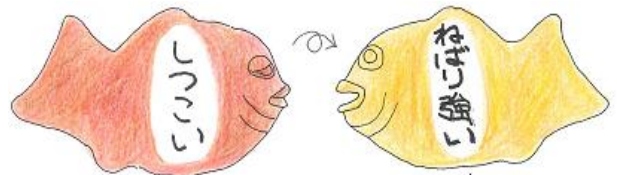
市民人権講座 (講座2～講座5)

参加は無料です。参加を希望される方は、開催日の1週間前までに、人権施策推進課までお申し込みください。

講座	日時	会場	人権テーマ	講師
講座2	平成29年12月15日(金) 13:30～15:15	市民活動センター	高齢者	出雲医療看護専門学校講師 金山千夜子さん
講座3	平成30年1月16日(火) 13:30～15:15	古江公民館	子ども	島根県中央児童相談所副所長 宮阪 敏章さん 松江地区里親会会長 柏木 直人さん
講座4	平成30年2月20日(火) 13:30～15:15	竹矢公民館	インターネット	島根の子どもとメディア研究会代表 伊藤紀子さん
講座5	平成30年3月6日(火) 13:30～15:15	宍道公民館	同和問題	福原会館館長 山田精一さん

使ってみませんか「短所を長所に変えたいやき」カード

このカードは、たいやきの形をしています。裏面に短所を、表面には長所が書いてあります。例えば、「しつこい」をひっくり返すと「ねばり強い」となります。使用方法はいろいろありますが、「リフレーミング(見方を変えてみる)」の研修として使っています。人は、自分のことも他人のことも“短所”はよく目につきやすいものです。マイナスの言葉(短所)をプラスイメージ(長所)に見直すことで、自分自身や他人のよいところを再発見できます。自己紹介の中で使用すると楽しいです。



自分自身や他人への思い込み、固定観念、画一的な見方を見直してみませんか。

*県人権啓発推進センター(電話 0852-22-6051)で借りることができます。